

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第4回

G7諸国のFAATF第4次 審査結果と英国の取り組み



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

G7各国の 第4次審査結果

連載第3回で述べたとおり、世界のほぼすべての国や地域では、「抜け道」を作らないようにFAATF基準に沿ってマネロン等対策の整備に取り組んでいる。FAATFの第4次相互審査は、法令等整備状況(TC=Technical Compliance)と、制度の有効性評価(IO=Immediate Outcome)について実施された。G7各国の審査結果は、図表1と図表2のとおりである。

各国の詳細は微妙に異なる点もあるが、40の勧告で構成される法令等整備状況では、勧告12(PEPs=政府等の要人)、勧告24・25(実質的支配者関連)、勧告22、23、28(DNFBPs=特定非金融業者および職業専門家関連)に関する項目において未充足が多い。

有効性評価ではIO・3(監督)、IO・4(予防的措置)、IO・5(実質的支配者)の項目において厳しい評価が目立つ。なお、IO・7からIO・11までの法執行関連の有効性評価項目では、日本とドイツ以外はおおむね高い評価を得ていることから、通常フォローアップ国(英国、フランス、イタリア、カナダ)となるかは、テロ資金

供与・拡散金融対策を含む法執行関係の有効性が影響しているように考えられる。

英国における 第4次審査後の対応

G7の中で最も評価の高い英国は、審査後のフォローアップにおいて、勧告13(コルレス銀行サービス)が充足(C)に引き上げられた。これは、審査後に関連法令を改正し、コルレス関係における厳格な調査対象を拡大したことが評価されたものである。

他方、疑わしい取引の届け出の分析を担う組織であるFIU

について、分析能力を強化したものの、十分ではないと判断された。英国の金融セクターの規模や、過去3年間で27万件以上増加した疑わしい取引届け出件数を勘案したものである。その結果、勧告29(金融情報機関)は未充足(PC)のまま据え置きとされた。

報告書によれば、前回の相互審査の際に、FIUのスタッフを(81人から)200人に増員するように勧告されていたにもかかわらず、141人までしか増員していないという。また、先進的な分析システムは、審査時点では導入から日が浅く、運用が十分でないとされている。

罰金を伴う 行政処分の強化

英国の金融監督当局であるFCAは、審査後の2021年12月、21年の活動についての振り返りを公表した。その中でマネロン等対策の不備に関する行政処分について、「英国FCAで初のマネロン防止法に基づく銀行への刑事訴追を行い、英国の

〔図表 1〕 G 7 各国の総合評価と法令等整備状況 (TC) の評価 (勧告40項目から一部抜粋)

結果公表 (MER)、 フォローアップ (FUR)	英国		フランス		イタリア		米国		カナダ		ドイツ		日本	
	MER	FUR	MER	MER	FUR	MER	FUR	MER	FUR	MER	MER	FUR	MER	FUR
勧告12: PEPs	C	C	PC	LC	LC	PC	PC	NC	LC↑	LC	PC	PC	PC	PC
勧告22: DNFBPsの顧客調査	LC	LC	LC	LC	LC	NC	NC	NC	PC↑	LC	PC	PC	PC	PC
勧告23: DNFBPsの疑わしい取引 の届け出	LC	LC	LC	LC	LC	NC	NC	NC	NC	C	PC	PC	PC	PC
勧告24: 法人の実質的支配者	LC	LC	LC	LC	LC	NC	NC	PC	LC↑	PC	PC	PC	PC	PC
勧告25: 法的取極の実質的支配者	C	C	LC	LC	LC	PC	PC	NC	NC	LC	PC	PC	PC	PC
勧告28: DNFBPsに対する監督	C	C	LC	LC	LC	NC	NC	PC	PC	LC	PC	PC	PC	PC
未達成項目 (PC以下) の個数	2	1	3	4	2	10	9	11	6	5	11	10	10	10

(注) C=Compliant (充足、履行)、LC=Largely Compliant (おおむね履行)、PC=Partially Compliant (一部履行)、NC=Non-Compliant (不履行) の4段階評価。
(出所) FATF公表資料から筆者作成 (図表2も同じ)。

〔図表 2〕 G 7 各国の総合評価と有効性評価項目 (IO) の評価

MER 公表時の 総合評価	国名	IO. 1	IO. 2	IO. 3	IO. 4	IO. 5	IO. 6	IO. 7	IO. 8	IO. 9	IO.10	IO.11	HEと SEの 個数	MEと LEの 個数 (未達成 件数)
		リスク 評価	国際 協力	当局の 監督	事業者 の予防 的措置	法人等 の悪用 防止	金融 情報の 活用	捜査・ 訴追等	犯罪 収益の 剥奪	テロ 資金 供与	テロ 資金の 凍結、 NPO	拡散 金融の 凍結		
通常 フォー アップ	フランス	SE	HE	ME	ME	SE	SE	SE	HE	HE	SE	SE	9	2
	英国	HE	SE	ME	ME	SE	ME	SE	SE	HE	HE	HE	8	3
	イタリア	SE	SE	ME	ME	SE	SE	SE	SE	SE	ME	SE	8	3
重点 フォー アップ	米国	SE	SE	ME	ME	LE	SE	SE	HE	HE	HE	HE	8	3
	カナダ	SE	SE	SE	ME	LE	ME	ME	ME	SE	SE	ME	5	6
	ドイツ	SE	SE	ME	ME	ME	ME	ME	SE	SE	ME	ME	4	7
	日本	SE	SE	ME	ME	ME	SE	ME	ME	ME	ME	ME	3	8

(注) HE=High level of Effectiveness (高程度)、SE=Substantial (相当程度)、ME=Moderate (中程度)、LE=Low (低程度) の4段階評価。カナダはフォローアップ報告の過程で、21年10月に通常フォローアップに格上げ。

大手銀行に2億6400万^{ドル}の罰金を課すなど、行政措置も含め、英国所在の金融機関に対して21年に合計5億6800万^{ドル}の罰金を課した¹としている(注1)。

このように、マネロン等対策の不備や脆弱性を理由とした罰金を伴う行政処分を強調しているのは、第4次相互審査の「効率的で、平衡性があり、抑止的な行政処分を引き続き、確実に行っていくべき」との指摘(注2)を受けての対応と思われる。また23年1月、英国国家犯罪対策庁は、疑わしい取引の届け出に関する年次報告書(注3)を公表し、22年は、90万件超(前年比21%増)の届け出を受理・処理し、金融機関等が取り扱いを拒否

した金額は3億^{ドル}(前年比120・6%増)となった²。また、英国FIUは150人を超えるスタッフの増員を行い、次年度末までに201人の増員という目標を達成するための措置を講じるとしており、FATFによる指摘を踏まえた取り組みを着実に強化している。

英国は通常フォローアップであり、また監督と事業者の取り組み以外は、ほぼ隙のないマネロン等管理態勢を構築している。しかし、英国はFATFの指摘を踏まえ、法令改正や罰金を伴う行政処分の強化も含め、着実にマネロン等対策を強化している。第5次相互審査に向けて、今後、日本が大いに参考とすべき事例であろう。

(注) 1 “Highlights of the FCAs new approach in 2021” 21年12月31日、UK FCA
2 “FATF第4次対英審査報告書(18年12月)” 12ページ Priority Actions(d)
3 “Suspicious Activity Report 2021-2022” 23年1月24日、UK National Crime Agency